鹿屋市告示第 354 号

鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金交付要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、有害鳥獣からの農作物への被害を未然に防止し、軽減するため、予算の範囲内において鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、鳥獣の侵入防止柵に関する国や県の補助金等の交付を受けている又は、受ける予定である場合は、交付の対象としない。

(1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所、営業所等を有する法人その他団体であること。

(2) 電気柵を設置しようとする農地が市内にあって、当該農地を現に耕作していること。

(3) 販売を目的として農業経営を行っている農業者であって、直近一年間の農産物販売額が50万円以上であること。

(4) 市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、有害鳥獣からの農作物への被害を防止するために購入する電気柵に係る経費とする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額で、１回の事業につき５万円を上限とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　補助金の交付は、同一の補助対象者につき各年度１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第２号様式）
(2) 収支予算書
(3) 設置位置図
(4) 見積書とカタログ等の写し
(5) 農作物販売証明書等の写し
(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を規則第５条の補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。

２　市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（計画変更の承認等）

第７条　前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象経費に10分の３以上の増減が生じる変更をしようとするときは、規則第８条の計画変更承認申請書に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、当該事業が完了したときは、鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金実績報告書（別記第３号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第２号様式）
(2) 収支精算書
(3) 納品書と領収書等の写し
(4) 完成写真
(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地調査等の完了検査を行い、当該事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の補助金等交付確定通知書により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第10条　補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に支

払うものとする。

２　交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条の請求書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和　年　月　日から施行する。

別記

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　様

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

年度鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金交付申請書

鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金交付要綱第５条の規定に基づき、添付書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業等の名称

２　交付申請額　　金　　円

３　添付書類

(1) 事業計画書（別記第２号様式）

(2) 収支予算書

(3) 設置位置図

(4) 見積書とカタログ等の写し

(5) 農作物販売証明書等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

４　市税納付状況調査の同意確認（□にチェックを入れてください。）

□ 補助金の交付を申請するに当たって、市税の納付状況について、担当職員が税務課へ照会することに同意します。

注）交付申請額の上限額は５万円です。また、交付申請額に千円未満の端数があるときは端数を切り捨ててください。

第２号様式（第５条、第８条関係）

事業計画（実績）書

１　目的

２　事業の内容

事業内容	設置場所	受益面積	受益作物	備考

３　経費の配分

事業費	補助事業に要する経費（Ａ＋Ｂ）	負担区分		備考
		市補助金（Ａ）	その他（Ｂ）	
円	円	円	円	

４　工期（予定）　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

第３号様式（第８条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　様

住　所
氏　名

年度鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった鳥獣被害防止電気柵購入を実施したので、鹿屋市鳥獣被害防止電気柵購入補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　添付書類

(1) 事業実績書（別記第２号様式）

(2) 収支精算書

(3) 納品書と領収書等の写し

(4) 完成写真

(5) その他市長が必要と認める書類